

政策懇談会権限移譲委員会設置要綱

(設置)

第1条 県から市町村への権限移譲に関する諸課題について協議するため、政策懇談会権限移譲委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には総務部長を、委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(部会)

第4条 委員会の下に部会を置く。

2 部会は、県・市町村権限移譲等連絡調整会議をもって充てる。

3 部会は、必要に応じて政策懇談会に附議される議題について調査・検討等を行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月21日から適用する。

別表

市 町 村	宇都宮市長、足利市長、鹿沼市長、小山市長、大田原市長 西方町長、芳賀町長、大平町長、那須町長
県	行政改革推進室長、人事課長、市町村課長